

## 移動支援ガイドライン及び移動支援事業Q&Aの 主な変更・追加箇所について(令和5年4月改正)

### <変更>

#### ①他市の施設等に居住している方 (ガイドライン P3)

法改正により令和5年4月1日から居住地特例の対象に介護保険施設等が追加されました。移動支援においても、以下が居住地特例対象施設となります

- (7) 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設。地域密着型特定施設を除く。）

#### ②入院・退院時の利用 (ガイドライン P5、Q&A P8 Q27)

令和3年4月の報酬改定により、居宅介護の通院等介助で入退院時の支援が認められています。そのため、これまで利用が可能であった入退院時の移動支援利用が原則利用できません。入退院時の支援については、居宅介護の通院等介助を利用してください。

### <追加>

#### ③タクシーの利用 (Q&A P5 Q21)

原則、公共交通機関（電車やバス）を利用することとしています。以下の条件を満たす場合、利用できます。

- I 公共交通機関の利用ができないこと
- II 目的地での支援が必要であること
- III 始点または終点が居宅であること

なお、タクシーの利用をしている時間の補助金の算定はできませんが、ヘルパーが車内で利用者を支援している場合、算定可能となります。

#### ④利用者が親で、子の手続きや診察に親の同伴が必須である場合 (Q&A P7 Q23)

利用前に、障害福祉認定給付課にご相談ください。

#### ⑤学校主催の行事が目的となる場合 (Q&A P10 Q34)

利用者が親で、子の卒業式や面談等に行くためには利用できます。

#### ⑥契約前の障害福祉サービス事業所への見学 (Q&A P11 Q36)

移動支援を利用できます。

障害福祉認定給付課  
電 話：06-4309-3184(直通)  
F A X：06-4309-3813